

会 議 錄

会議の名称	令和7年度第3回小金井市公共下水道事業審議会
事務局	環境部下水道課業務設備係
開催日時	令和7年11月10日(月) 10:00~12:05
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室
出席者	委員 楠元 克成 利谷翔平 高木和子 安田和弘 深澤義彦 橋爪文彦
	その他 パシフィックコンサルタンツ株式会社 眞崎 哲二 仲田 雅俊
	事務局 下水道課長 関 次郎、業務設備係長 井出 信綱、 工務維持係長 小林 君男 業務設備係主査 鴨下 伸一
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> • 一部不可 • 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙「審議経過」のとおり
提出資料	別紙のとおり
その他	なし

1 「下水道事業経営戦略の令和6年度進捗管理等について」

資料-1に基づき、事務局から説明を行った。
主な質疑応答、意見は以下のとおり。

(橋爪委員)

管渠の老朽化率の対象は、主に塩ビ管か。

(事務局)

古い管渠及び口径が大きい管渠はヒューム管（鉄筋コンクリート管）が使用されている。

(橋爪委員)

管渠の劣化はどのようなもので、どのようにわかるのか。

(事務局)

クラックや腐食などがある。テレビカメラ調査等で直接見る方法となる。

(楠元委員)

令和6年度の使用料収入の計画に対して、決算値が低い要因は何か。

(事務局)

予測していた人口に対し、実際の人口が少なかったことが要因である。

(橋爪委員)

全国的に浄化槽に転換しているとの新聞記事があったが、本市ではどのような状況か。

(事務局)

地方での人口密度の低い地域が、コスト軽減のため下水処理場から浄化槽へ転換するというので、本市では、全域で公共下水道を整備しており、浄化槽もほぼないため、記事にあるようなことにはならない。

(深澤委員)

管渠改善率が年度毎にバラつきがあるが、何か理由があるのか。

(事務局)

令和2年度にテレビカメラ調査を実施し、令和3年度以降に設計及び対策を実施している。年度によって実施内容が異なることから、管渠改善率の数値にはばらつきがある。

2 「下水道使用料の改定について」

資料-2、資料-2別冊に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社及び、事務局から説明を行った。

なお、前回審議会にて、使用料改定率を20.7%としたが、東京都より、将来の建設負担金等が新たに示されたことからこれを反映し、20.6%に変更となった。また、今回の審議会にて、新しい使用料体系をご審議いただくとともに、井戸水、公衆浴場使用料についても、ご審議いただいた。

主な質疑応答、意見は以下のとおり。

(橋爪委員)

調定件数とは何か。またその数値0.03%の分母と分子は何か。

(事務局)

当市では2ヶ月に一回、検針により下水道使用料を確定している。その確定した件数を指す。

分母は本市における全調定件数に対して、1,001m³以上の水量で調定された件数を示す。この割合は概ね大口利用者の割合と一致する。

(楠元委員)

過去に大口利用者（調停件数0.03%）から使用料に対するクレーム（苦情・要望など）はあったか。

(事務局)

これまでには、なかつたかと思われるが、今回の改定に対する説明は必要になると考える。

(楠元委員)

5円単位と1円単位、体系を設定する上で、支障となることはあるか。

(事務局)

体系の検討、システム構築上の問題はない。

(安田委員)

7ページの二部料金逓増型のデメリット欄で、使用料収入が不安定とあるが、これは大口利用者によるものと理解してよいか。また、近年大口利用者の動向・増減はどう見込まれるか。

(事務局)

お見込みの通りである。大学や病院、ショッピングセンターなどが大口利用となっており、直近で大きな増減はないものと考えられる。

(橋爪委員)

下水道事業が赤字となるリスクをどう考えるか。赤字となった場合は補助金があるのか。リスクに対する対応を考慮しなければならないと考える。

(事務局)

将来動向を想定しづらい面もあるが、経営努力とあわせて定期的な料金改定の要否も含めた対応が必要と考える。

(楠元委員)

前回審議会でも確認したが、今回のそもそも改定理由は、日銀の物価上昇予測もあるが、東京都の維持管理負担金の改定が根本であることによいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(高木委員)

基本使用料と従量使用量の割合について目安となる基準はあるのか。

(事務局)

基準があるものではなく、本市の固定費と変動費の割合をもとにすると、概ね基本料金30%、従量料金70%が目安となる。

(利谷委員)

一般家庭で年間の値上げ額はいくらいなるか。

(事務局)

一か月20m³使用を例とすれば、案1では、年間3,360円の増となる。

以降、委員より寄せられた意見は以下のとおり

- ・今回の改定案を決定するにおいては、わかりやすいことが重要と考える。
- ・案2は、極端な案であり、市民に納得いただけないのではないか。
- ・案5は、現在より減額される市民も出るが、全体が値上げする中、理解が得られないと考える。
- ・案1、3、4をさらに分けると、逓増緩和の有無により異なる。逓増緩和を考慮すべきとのお考えの委員はいらっしゃるか。
→ 意見なしのため、案1、4に絞って検討する。
- ・使用水量が少ない世帯を、学生や高齢者世帯と想定すると経済的な負担を過度にかけない体系が良い。
- ・案4は、使用した分をご負担いただくということはご理解いただけると思うが、現在基本使用料の減免を受けている方々からすると負担増という印象を持たれるのではないか。

- ・これらを踏まえると、案1が公平性の面でもよいのではないか。
- ・また、5円単位と1円単位では、1円単位の方がより公平性があると思われる。
→ 異議なしのため、案1の1円単位版が審議会の推奨案となった。

(楠元委員)

井戸水利用者の使用料体系については、施行規則に1か月15m³との規定があるため、また、現在この使用料体系が適用される動力式揚水設備のない利用者もいないということから、条例から削除して良いと考える。また、公衆浴場使用料の取り扱いについても現行の通り改定を行わないということで問題ないと考えるが、いかがか。

→ 異議なしのため、事務局に一任となった。

3 「下水道使用料の減免について」

前回審議会にて継続審議となった65歳以上非課税世帯の減免について、使用料改定と同時期である令和9年4月より廃止としたい旨事務局より説明を行った。

主な質疑応答、意見は以下のとおり。

(橋爪委員)

対象者は既得権益を有しているため、廃止にあたっては十分な説明が必要である。廃止する場合の権限はだれにあるか。なぜ、この減免は本市のみ継続してきたか。

(事務局)

本件は議決事項ではない。規則改正のため市長決裁で行う。使用料改正と併せ丁寧な説明を心掛けたい。本市は、これまで手厚く対応してきたが、行財政改革の中で他市動向も踏まえ、見直しすることになった。

(楠元委員)

今回の件は65歳以上非課税世帯を対象としているが、生活困窮者等は他に救済の手立てがあることから、使用料改定のタイミングで廃止する方向でいかがか。
→ その他意見なし、廃止の方向で意見がまとまった。

4 その他

なし

閉会

*各議題の会議録・資料については、図書館本館、議会図書館（小金井市役所本庁舎4階）、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎6階）にて閲覧できます。